

初めて公表された TNFD 早期採用者のリスト — 国別内訳で日本が首位 —

林 宏美

■ 要 約 ■

1. 自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）は、2024 年 1 月 16 日、TNFD 提言（v1.0）に則した開示準備を進める意向をウェブサイトに登録した、TNFD 早期採用者（TNFD Early Adopters）のリストを公表した。46 か国の 320 組織で構成される同リストには、日本の企業等や金融機関が全体の 4 分の 1 に相当する 80 社含まれており、国別内訳で首位になった。
2. TNFD 早期採用者として登録するには、基本的に同組織が発行する財務報告と同じタイミングで、TNFD 提言に則した開示を行うことが求められる。なお、TNFD に登録する際、TNFD 提言に則した開示を開始する会計年度が 2024 年度以前か、或いは 2025 年度であるのか、いずれかを必ず選択することが求められる。
3. TNFD 早期採用者の地域別内訳を見ると、136 社の欧州と 134 社のアジア・太平洋地域がほぼ肩を並べ、両方で全体の約 85% を占めるなど、地理的分布に偏りがある。日本の非金融企業等の TNFD 早期採用者が属する主なセクターは、食品・飲料が同 13.8% と最大シェアを占めていたほか、インフラストラクチャーおよび運輸（同各 12.5%）、テクノロジー・コミュニケーション（同 11.3%）である。世界の分布では 5.6% にとどまる運輸セクターのシェアが高い特徴が見られる。
4. TNFD 早期採用者リストは、自然関連財務開示に積極的なスタンスである企業等で構成されていると捉えられる一方、自然関連課題に関する開示をかねてから手掛けている企業でも同リストに含まれない場合もあり、網羅されているわけではない点にも留意する必要がある。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・林宏美「自然関連財務情報の開示枠組の最終版を公表した TNFD」『野村サステナビリティクォーターリー』2023 年秋号。
- ・林宏美「自然分野の科学に基づく目標設定方法を公表した SBTN—TNFD の開示枠組と連携」『野村サステナビリティクォーターリー』2023 年秋号。

I 初めて公表された TNFD 早期採用者

自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures、以下 TNFD）は 2024 年 1 月 16 日、スイスのダボスで開催された世界経済フォーラム（World Economic Forum、WEF）年次総会（ダボス会議）にて、TNFD 早期採用者（TNFD Early Adopters）を発表した¹。TNFD は 2023 年 9 月 18 日、自然関連のリスクや機会を評価・開示する枠組みの最終版の提言（v1.0）を公表²したが、TNFD 早期採用者は、提言の公表から約 4 か月後に発表された。今般公表された TNFD 早期採用者は、2024 年 1 月 10 日までに、企業等の財務報告のタイミングにあわせて TNFD 提言に則した開示を行う意向を固めたとして TNFD のウェブサイトに登録した、46 か国の 320 組織で構成されている。早期採用者の国別内訳では、日本が全体の 4 分の 1 に相当する 80 組織で首位となり、2 位以下に大きく水をあける結果となった。

II TNFD 早期採用者とは

TNFD 早期採用者とは、財務報告書の開示と合わせて、TNFD の最終提言（v1.0）に則した開示を開始する方針を決定した組織が、2024 年 1 月 10 日までに TNFD ウェブサイト上のフォームに登録し、その登録内容を TNFD が確認した企業等を指す。TNFD 採用者として登録する場合、TNFD 提言に則した開示を開始する会計年度について、2024 年度以前（2023 年度ないしは 2024 年度）または 2025 年度のいずれかを選択することが必須である。

TNFD 提言に則した開示は、基本的に、国際会計基準（International Financial Reporting Standards、IFRS）財団が運営する国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board、ISSB）が構築した IFRS サステナビリティ開示基準に準拠する形式で、財務報告書と同時期に包括的な開示資料として公開することが求められる³。もっとも、当該組織が本拠地を置く国の市場規制要件が、一連の開示資料として、財務報告書と TNFD 提言に則した開示を同じタイミングで公表することを禁止しているか、或いは制約を設けている場合には、気候関連の開示を含む年次のサステナビリティ開示の中に TNFD 提言に則した開示を盛り込むことが容認される。

TNFD 早期採用者の要件の特徴の 1 つとして、TNFD 提言における 4 本柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、指標と目標）の下に位置づけられる 14 項目全てに、初回から開示が求められているわけではないことが挙げられる（図表 1）。TNFD は、時間の経過とともに開示内容の範囲（スコープ）ならびに内容の拡充を求めている一方で、

¹ Taskforce for Nature-related Financial Disclosures, “320 Companies and Financial Institutions to Start TNFD Nature-Related Corporate Reporting,” January 16, 2024.

² TNFD の最終提言の詳細については、林宏美「自然関連財務情報の開示枠組の最終版を公表した TNFD」『野村サステナビリティクォーターリー』2023 年秋号、を参照されたい。

³ 非上場企業等のように、一般向けに財務報告の開示を行わない組織の場合には、TNFD 提言に則した自然関連開示のみを公開すればよいこととされている。

図表 1 TNFD 提言の項目と推奨される開示内容 (v1.0)

項目	ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	指標と目標
概要	自然関連の依存度、インパクト、リスクおよび機会をめぐる組織のガバナンスの開示	自然関連の依存度、インパクト、リスクおよび機会が、組織の事業や戦略、財務計画に与える実際および潜在的なインパクトについて、こうした情報が重要である場合の開示	組織が、自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会について特定し、評価、管理を行う方法の開示	関連する自然関連の依存度、インパクト、リスクおよび機会の評価と管理に利用される測定指標と目標について、こうした情報が重要な場合の開示
推奨される開示内容	A.自然関連の依存度、インパクト、リスクおよび機会に関する取締役会の監督をめぐる記述	A.組織が特定した短期、中期、長期のタイムスパンにおける自然関連の依存度、インパクト、リスクおよび機会に関する記述	A(i).組織が直接操業における、自然関連の依存度、インパクト、リスクおよび機会を特定、評価し、優先順位付けをするための組織のプロセスに関する記述	A.組織の戦略やリスク管理プロセスに則して、マテリアルな(重大な)自然関連リスクおよび機会を評価するために用いている指標の開示
	B.自然関連の依存度、インパクト、リスクおよび機会の評価と管理における経営陣の役割に関する記述	B.自然関連の依存度、インパクト、リスクおよび機会が、組織の事業モデルやバリューチェーン、戦略、財務計画に与えてきた(および与える可能性がある)インパクトに関する記述 実施中のトランジション計画 或いは分析も含む	A(ii) 上流・下流のバリューチェーンにおける、自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会を特定、評価し、優先順位付けをするための組織のプロセスに関する記述	B.自然への依存度とインパクトを評価し、管理するために組織が使用する測定指標の開示
	C.組織の人権に関する方針ならびにエンゲージメント活動、取締役会ならびに経営陣による監督についての記述。 (自然関連の依存度、インパクト、リスク、機会に対する評価と対応において、先住民、地域社会、ならびにその他の影響を受けるステークホルダーに関するところ)	C.様々なシナリオを考慮しながら、組織の戦略の自然関連リスクや機会へのレジリエンスについての記述	B.自然関連の依存度やインパクト、リスク、機会の管理を行うプロセスの記述	C.組織が自然関連の依存度、インパクト、リスクおよび機会を管理するために用いているターゲットと目標、およびそれに対するパフォーマンスの記述
		D.組織の直接操業、可能なところについては上流・下流のバリューチェーンにおいて、優先度の高い地域の基準に合致した資産が存在する場所、活動をしている場所に関する記述	C.自然関連のリスクの特定、評価、優先順位付けならびにモニタリングをするプロセスが、組織全体のリスク管理プロセスにどのように組み込まれ、伝達されているのかについての記述	

(出所) TNFD, “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures,” September 2023 より野村資本市場研究所作成

当初は、当該組織内で利用可能な情報やデータを基にした、限定的な範囲の開示でもよい、としている。

ただし、TNFD は、企業等が開示する内容の一貫性や比較可能性を確保するため、TNFD が設けている全 14 項目に共通する一般要件 (General Requirements) の中に設けられた「②開示の範囲」については、企業等に対して当初からの適用を求めている (図表 2) 。TNFD が部分的な開示を容認するスタンスに立っていることに鑑み、企業等によってその開示範囲のバラつきが大きくなる状況が想定される。そのため、開示内容を利用する者が誤解することがないように、開示書の冒頭に、開示内容の範囲 (範囲) を明示する点が重視されている。

図表 2 TNFD 提言の全 14 項目に関わる一般要件

- ① マテリアリティに対するアプローチ
- ② 開示の範囲
- ③ 自然への依存度、インパクトを基にした、自然関連リスクおよび機会の特定
- ④ 組織における自然との接点となるロケーションの評価への統合
- ⑤ 自然関連開示以外のサステナビリティ関連開示(含む気候)への統合
- ⑥ ステークホルダー・エンゲージメント

(出所) TNFD, “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures,”
September 2023 より野村資本市場研究所作成

一般要件では、自然関連開示を、気候関連を含むその他のサステナビリティ開示に統合させることが求められている点も特徴の 1 つと言える。TNFD 提言には、気候関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Climate-Related Financial Disclosures、TCFD）提言の 11 項目がすべて盛り込まれていることをはじめ、その構造やアプローチが TCFD 提言と類似している。これは、気候関連開示と自然関連開示の統合を視野に入れていることが背景にある。TCFD 提言に則した開示を既に実施している企業にとっては、気候関連開示に向けたプロセスを自然関連開示にも活用できる部分もあると想定されることから、全く別の開示に向けた準備をする場合に比べて TNFD 提言に基づく開示の敷居が相対的に低いとも言える。

Ⅲ TNFD 早期採用者の内訳

TNFD 早期採用者の内訳については、（1）国別、（2）セクター別、に概観する。

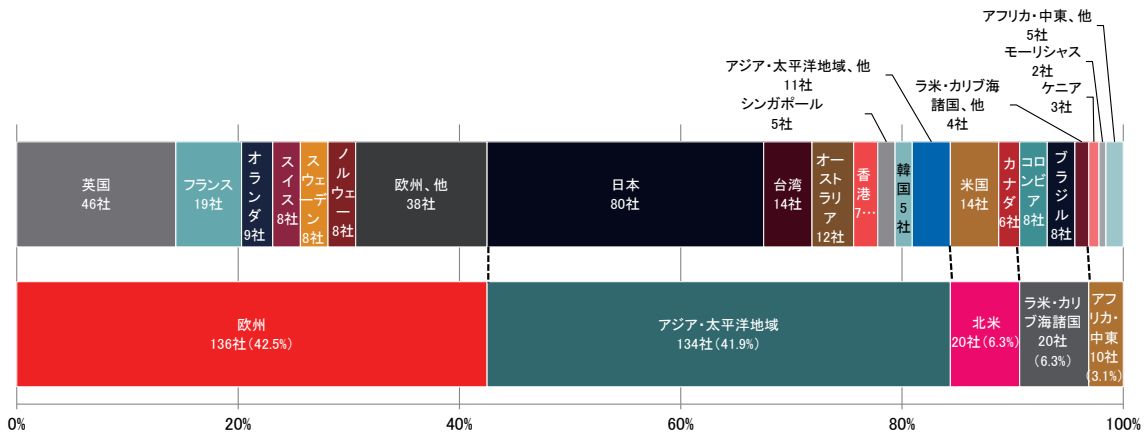
1. 国別内訳：世界首位となった日本

TNFD 早期採用者のリストに含まれた世界 320 の組織のうち、4 分の 1 に相当する 80 社が日本の企業等ならびに金融機関となり、国別で世界首位となった。日本に続いて TNFD 早期採用者が多い国としては、英国（46 組織）、フランス（19 組織）、米国ならびに台湾（それぞれ 14 組織）が挙げられる（図表 3）。

地域別では、欧州（136 組織）とアジア・太平洋地域（134 組織）がそれぞれ全体の 4 割強となり、両地域で全体の約 85%を占めた。その他の地域を見ると、北米、ラテンアメリカ・カリブ海諸国がそれぞれ約 6%、アフリカ・中東諸国が約 3%であり、TNFD 早期採用者の地理的分布は偏りがみられる。

また、新興国の TNFD 早期採用者が世界全体の約 14%にとどまっており、先進国が早期採用者の大半を占めている実情がうかがわれる。

図表 3 TNFD 早期採用者の国別・地域別内訳



（出所）TNFD ウェブサイト（2024 年 1 月 23 日閲覧）より野村資本市場研究所作成

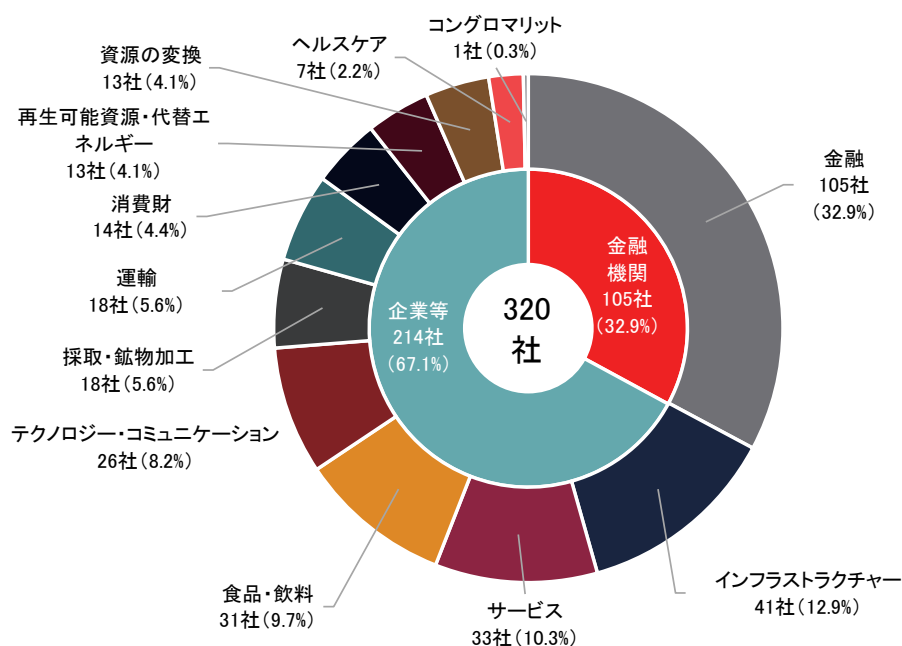
2. セクター別内訳：幅広い産業で構成

世界の TNFD 早期採用者の割合を金融機関と企業等で見ると、約 3 : 7 となる（図表 4）。この割合は、日本の TNFD 早期採用者においても、ほぼ同じである。金融機関の場合、基本的には投融資を行っている企業の開示状況に依存する部分が多いが、保有する情報やツールを用いながら、開示を進めるスタンスがうかがわれる。資産管理・保管業務を行う運用会社が 48 社、商業銀行が 32 社含まれており、両者を合わせて、金融機関全体の約 76% に相当する。

さらに、サステナビリティ会計基準審議会（Sustainability Accounting Standards Board、SASB）が開発した持続可能な産業分類システム（Sustainable Industry Classification System、SICS）に基づくセクター・産業分類では、全 11 セクター 77 産業⁴のうち 11 セクター 58 産業に属する企業等が TNFD 早期採用者に含まれるなど、産業数で全体の約 4 分の 3 において、TNFD 提言に則した開示の準備をする企業が存在することを意味する。なかでも、TNFD 早期採用者数が多い非金融企業等が属するセクターは、インフラストラクチャー（全体の 12.9%）、サービス（同 10.3%）、食品・飲料（同 9.7%）、テクノロジー・コミュニケーション（同 8.2%）である。また、非金融企業等を産業別に細分化した場合、TNFD 採用者数が多い産業を見ると、首位がプロフェッショナルサービスおよび商業サービス（21 社）であったほか、不動産（14 社）、電気事業・発電事業（11 社）、エンジニアリング・建設サービス（10 社）といういずれもインフラストラクチャー・セクターに属する企業が多かった点も際立った特徴である（図表 5）。

⁴ SASB の持続可能な産業分類システム（SICS）では、11 セクター、38 サブセクター、77 産業に分類されている。

図表 4 TNFD 早期採用者のセクター別内訳（世界）



(注) 1. 「企業等」の中には、市場サービスプロバイダー（20社）、非政府組織（NGO）等（3社）、データプロバイダー（1社）、コンソーシアム（1社）等が含まれている。

2. 企業等の分類はSASBのセクター11分類、ならびに「コングロメリット」としている。

(出所) TNFD ウェブサイト（2024年1月23日閲覧）より野村資本市場研究所作成

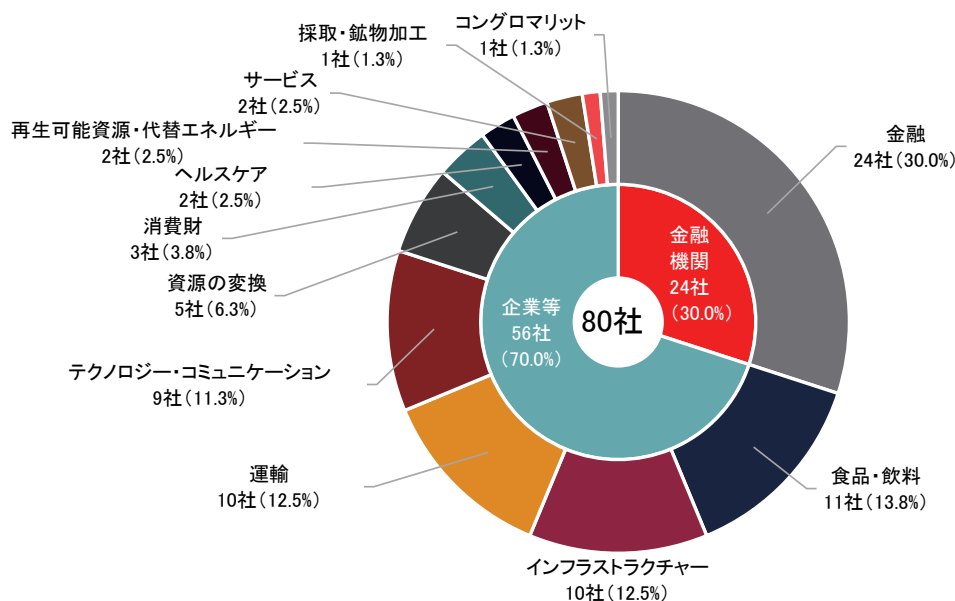
図表 5 TNFD 早期採用者が属する主な産業

セクター	産業	社数
消費財(14)	アパレル、アクセサリーおよびフットウェア	5
採取・鉱物加工 (18)	建設資材	7
	金属・鉱業	6
金融 (105)	資産管理・保管業務	48
	商業銀行	32
	保険	12
	投資銀行業務および仲介業務	7
食品・飲料 (31)	農産物	8
	食品小売・流通業	6
ヘルスケア(7)	バイオテクノロジー・医薬品	6
インフラ ストラクチャー (41)	電気事業・発電事業	11
	エンジニアリング・建設サービス	10
	不動産	14
資源の変換(13)	化学品	5
	容器・包装	5
	産業機械・生産財	2
サービス(33)	プロフェッショナルサービスおよび商業サービス	21
テクノロジー・ コミュニケーション (26)	ハードウェア	6
	ソフトウェア・ITサービス	9
	テレコミュニケーションサービス	7
運輸(18)	自動車部品	7
	海運	6

(注) SASBのSICS分類において5社以上が属する産業のみを抽出している。

(出所) TNFD、SASBより野村資本市場研究所作成

図表 6 TNFD 早期採用者のセクター別内訳（日本）



(注) 1. 「企業等」の中には、市場サービスプロバイダー（1社）が含まれている。
 2. 企業等の分類は SASB のセクター11 分類、ならびに「コングロマリット」としている。
 (出所) TNFD ウェブサイト（2024 年 1 月 23 日閲覧）より野村資本市場研究所作成

同様に、日本における非金融企業等の TNFD 早期採用者の SASB のセクター別内訳を見ると、世界全体で見た場合にシェアが最も高かったインフラストラクチャーが全体の 12.5%を占めるなど、そのシェアは世界とほぼ同水準であった。もっとも、日本の企業等では、食品・飲料が同 13.8%を占め、インフラストラクチャーを上回る最大シェアとなった（図表 6）。また、日本の TNFD 早期採用者では、運輸セクターの割合が世界の倍以上（世界が全体の 5.6%、日本が同 12.5%）である一方、世界で割合が大きいサービス・セクターが全体の 2.5%にとどまるなど、世界全体とは異なった特徴も見られる（図表 4、図表 6）。

IV TNFD 早期採用者リストの注目点と今後の展開

初めて公表された TNFD 早期採用者リストでは、日本の金融機関および企業等が 80 社含まれた結果、国別内訳で日本が首位に位置づけられた。既述のとおり、TNFD 提言が TCFD 提言と類似したアプローチを採っている点に鑑みると、日本の TCFD 賛同企業・機関が 2023 年 11 月 24 日時点で 1,488 社となり、世界の同 4,925 社の中の約 3 割を占めている点⁵が、日本の TNFD 早期採用者数が抜きん出る状況につながった可能性もある。加えて、環境省をはじめとした組織が、企業等による TNFD 提言に基づく開示を進めるうえでの支援に着手している点⁶が功を奏している面もある。

⁵ TCFD 公式ウェブページの情報をもとに、TCFD コンソーシアムが集計。（TCFD コンソーシアム「TCFD とは」）

⁶ 環境省は、2023 年 9 月より、事業会社を対象とした自然関連財務情報開示のためのワークショップを、ベシック編 2 回シリーズ、アドバンス編 3 回シリーズにて実施した。（環境省「企業の脱炭素経営への取組状況」）

TNFD は、2024 年 1 月 26 日、一旦停止していた TNFD 採用者のオンライン登録を再開したことを公表した⁷。今後について、TNFD は、月次ベースで TNFD 採用者のリストを更新していく方針である。なお、TNFD 採用者が実際に提言に基づく開示の準備を進めていくなかで、当初予定していた会計年度の開示が困難と判断した際には、適切なタイミングで TNFD に報告することで、TNFD のウェブサイト上の情報も修正される⁸。

TNFD 早期採用者リストは、自然関連財務情報開示に対して前向きなスタンスである組織で構成されていると捉えられる一方、必ずしも自然関連課題に対して積極的な取り組みを行っている（行う方針である）組織が同リストの中で網羅されているとは限らない点には留意する必要があるだろう。例えば、ある企業が、自然関連課題を把握する際のアプローチとして TNFD が中核に置く LEAP アプローチ⁹について試験的な運用を早い段階から手掛け、その内容について開示していた場合でも、TNFD 提言に基づく開示の開始は時期尚早と判断する場合、当該企業は TNFD 早期採用者の中に含まれない。逆に、TNFD 早期採用者になっても、早期採用者ではない組織に比して、必ずしも開示内容が充実しているとも言えない。

TNFD は、様々な産業に属する企業等が開示する自然関連課題に関する取り組み事例が蓄積していくことを通じて、各企業が参照できる開示も増え、各企業が開示の質を向上させることにつながられる、との見解を示している。その意味でも、今回 TNFD 提言に則した開示の意向を表明した企業等が具体的にどのような開示を行うのかが大いに注目されよう。

TNFD は、自然への依存度、自然に及ぼす影響という 2 点に鑑みて開示の優先度が高いセクターについては、セクター別の個別ガイダンス案を公表しており、2024 年 3 月 29 日までパブリック・コメントを受け付けている（図表 7）。一連のガイダンスが最終化され

図表 7 TNFD 提言に関連する個別ガイダンス案が公表されているセクター

セクター	業種
石油・ガス	石油・ガス(探掘、生産)、石油・ガス(中流)、石油・ガス(精製、マーケティング)、石油・ガス(サービス)
採取・鉱物加工	金属および鉱業、鉄鋼生産者、石炭事業
林業・紙製品	林業管理、紙パルプ製品
食料・農業	農産物、肉・家禽・乳製品、加工食品、食品販売・輸送業者、レストラン
電気設備、発電	石炭、ガス、その他の化石燃料、太陽光、風力、水力、原子力
化学品	基礎化学品、農業化学品、特殊化学品
バイオテクノロジー・医薬品	バイオテクノロジー・医薬品
水産養殖	肉・家禽・乳製品
金融機関	銀行、保険会社、資産運用会社、アセットオーナー、開発金融機関

(注) 金融機関向けのセクター・ガイダンスは v1.0。その他のセクター・ガイダンスはドラフトである。

(出所) TNFD より野村資本市場研究所作成

⁷ Taskforce for Nature-related Financial Disclosures, “Register Your Intent to Start Publishing TNFD Disclosures.”

⁸ TNFD ウェブサイトの閲覧者が、ある組織が当初の開示見込み時期から変更されたことが分かるように、ウェブサイト上で注釈が付与される見込みである。

⁹ LEAP アプローチは、自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための統合的なアプローチとして、TNFD により開発された。LEAP アプローチでは、スコーピングを経て、Locate（発見する）、Evaluate（診断する）、Assess（評価する）、Prepare（準備する）のステップを踏み、TNFD 情報開示に向けた準備を行う。（環境省「LEAP／TNFD の解説」2023 年 11 月 29 日）

る動きと相まって、優先度の高いセクターに属する企業が、開示事例を参照しながら、さらに開示への取り組みを進める、といった相乗効果も見込まれる。すなわち、自然関連課題に関する情報開示は、助走期間を経て想定よりも早いスピードで浸透する可能性もあると言える。